

## ＜第２部 アンケート＞

### 第１ 左陪席主任の合議事件における合議の現状

#### １ 事件類型別の右陪席の関与の度合い〔３(1)イ〕

☞ 左陪席主任の合議事件について、右陪席の争点整理段階からの関与の度合いが高い事件（Ⅰ）、中程度の事件（Ⅱ）、低い事件（Ⅲ）に分けた場合、それぞれにどのような事件が含まれるかを見ると、「政策形成訴訟・大規模訴訟」、「波及効に配慮を要する訴訟」、「社会的耳目を集める訴訟」、「判断が特に困難な訴訟」を挙げている部の約９０％が、そのような事件を右陪席の争点整理段階からの関与の度合いが高い事件（Ⅰ）であると回答しており、これらは多くの部で右陪席に実質的な関与を求める類型の事件であるといえる。

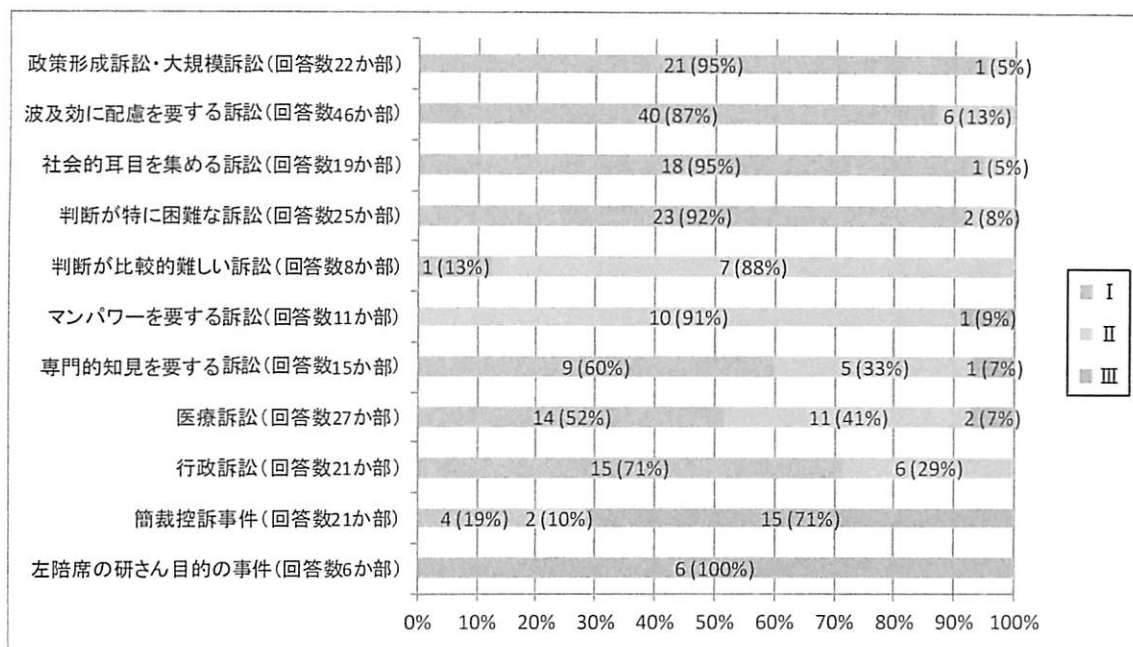
「判断が比較的難しい訴訟」を挙げている部では、「判断が特に困難な訴訟」に比べて判断の困難さが若干低い事件を念頭に置いていると思われる回答が多いため、関与の度合いが中程度の事件（Ⅱ）に含まれるとしている部が多くなっているものと考えられる。

「マンパワーを要する訴訟」を挙げている部では、関与の度合いが高い事件（Ⅰ）であるとする回答はなく、約９０％が関与の度合いが中程度の事件（Ⅱ）であるという回答であった。

「専門的知見を要する訴訟」を挙げている部には、「医療訴訟」も含めている部もあると考えられるが、いずれも５０～６０％の部が関与の度合いが高い事件（Ⅰ）に含まれるとしている一方で、関与の度合いが中程度の事件（Ⅱ）に含まれるとする部も比較的多く、部の状況等により右陪席の関与の度合いが異なる類型であると考えられる。

「行政訴訟」を挙げている部では、約７０％が関与の度合いが高い事件（Ⅰ）に含まれるとしているが、関与の度合いが中程度の事件（Ⅱ）に含まれるとする部も約３０％あり、比較的ばらつきが見られる。

「簡裁控訴事件」を挙げている部では、約７０％が関与の度合いが低い事件（Ⅲ）に含まれるとしており、「左陪席の研さん目的の事件」については、全ての部が関与の度合いが低い事件（Ⅲ）としている。これらは多くの部で右陪席に争点整理段階からは高い関与を求めているない類型であるといえる。

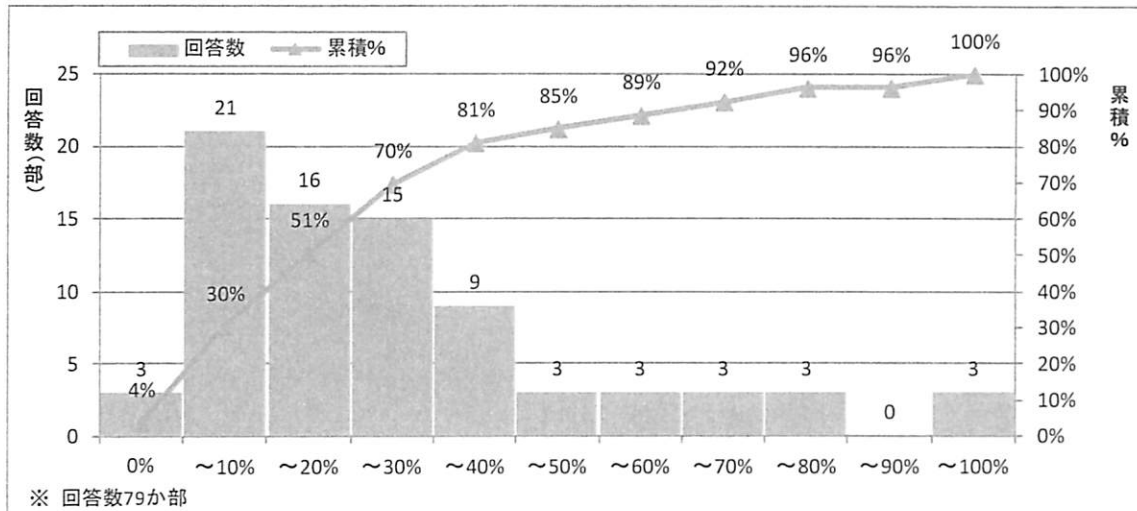


【集計対象】 ここでの回答数は、アンケートの回答があった79か部のうち、本グラフ中の各事件をⅠからⅢまでのいずれかに挙げた部の数である。ただし、上記各事件の一部（例えば、本人訴訟の行政訴訟）がⅠからⅢまでのいずれかに含まれるという回答は、当該事件のその余の部分がⅠからⅢまでのどれに該当するのかが判然としないため、回答数には含めていない。

【留意点】 ⅠからⅢまでの振り分けは、争点整理段階からの右陪席の関与の度合いにより、各部において相対的に3段階に分類したものであるから、例えば同じⅡに該当するとされていても、右陪席の関与の度合いには部によって幅があると考えられる。

## 2 各部の合議事件においてⅠの事件が占める割合〔3(1)イ〕

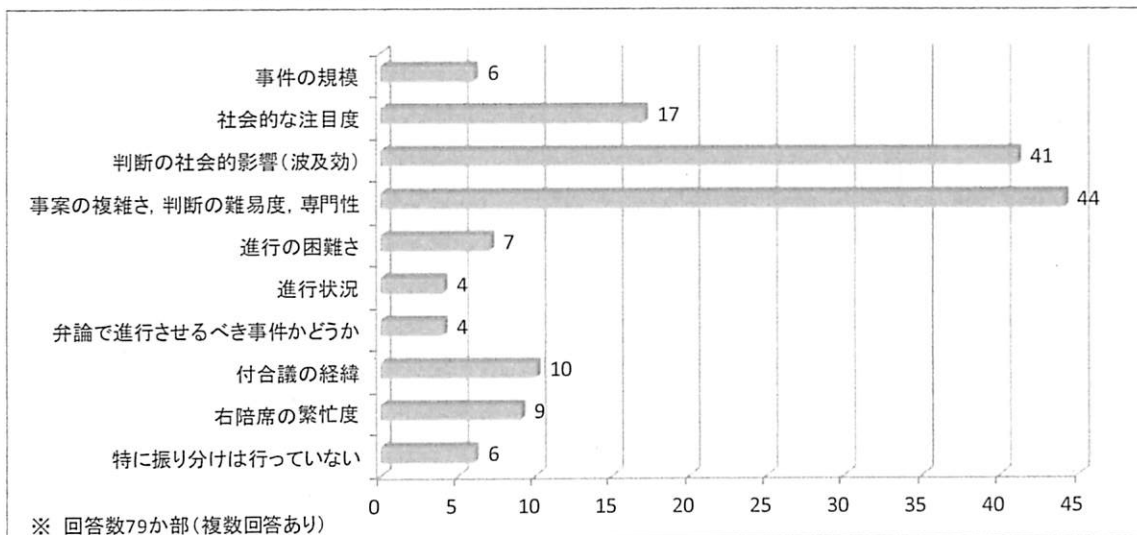
- ☞ 各部の合議事件において、右陪席の争点整理段階からの関与の度合いが高い事件（Ⅰ）の占める割合を見ると、20%までとする部が全体の約50%、30%までとする部が全体の約70%となっており、多くの部では、右陪席に争点整理段階から高い関与を求める事件を絞り込んでいることがうかがわれる。



【留意点】 1と同様、ⅠからⅢまでの振り分けは、各部における相対的なものであるから、同じⅠに該当するとされた事件であっても、右陪席の関与の度合いには部によって幅があると考えられる。

## 3 争点整理段階からの右陪席の関与の度合いを決める（ⅠからⅢに振り分ける）に当たっての考慮要素〔3(1)イ〕

- ☞ 事件をⅠからⅢに振り分けるに当たっての考慮要素について見ると、事案の複雑さ、専門性、判断の難易度といった要素や、判断の社会的影響（波及効）を挙げている部が特に多く見られた。



【参考事項】 このほかに、「未済期間」、「終局までの予想期間」、「関与がなくても進行等が容易に把握できるか」、「進行に関する適宜の判断が求められるか」、「右陪席の研さんに資するか」、「右陪席本人の希望」、「類似事件を担当した経験があるか」、「記録の検討や調査に多くの労力を要するか」などの回答があった。

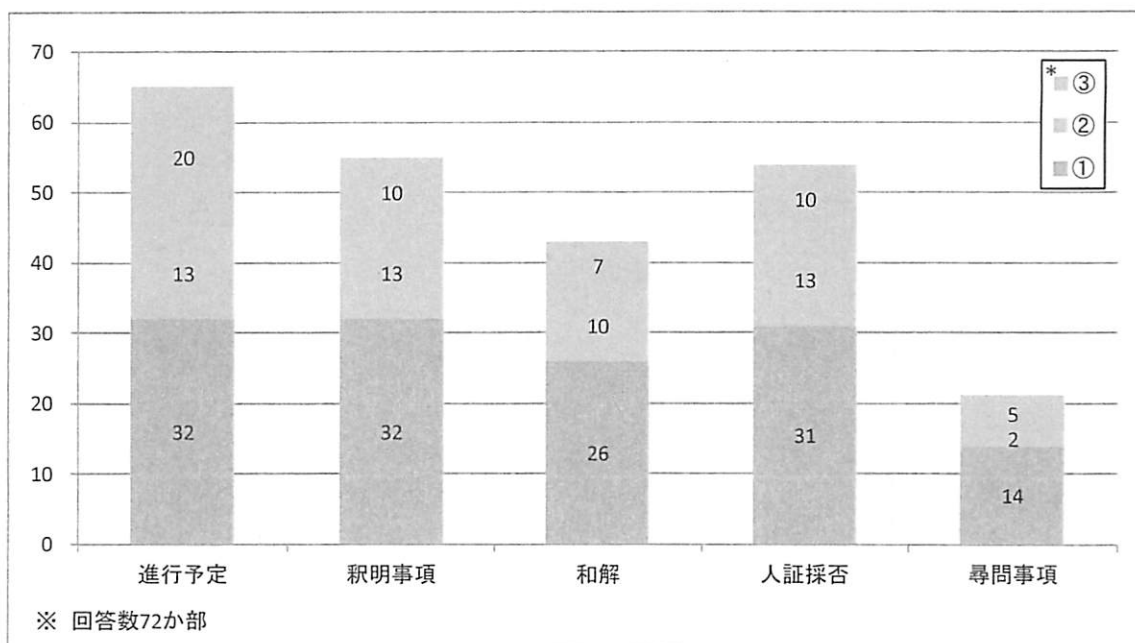
#### 4 Iの事件の争点整理段階における右陪席を含めた3人での合議の対象・程度

〔3(1)ウ(ア)〕

☞ Iの事件の争点整理段階において、どのような合議を行っているのかを見ると、進行予定、釈明事項、人証採否については、多くの部で争点整理段階から3人で合議を行っているという回答であった。ただし、進行予定については、他の合議事項に比べて、大まかな方針程度の合議を行うという回答も多くなっている。

和解については、争点整理段階から3人で合議を行っているという回答は若干少なくなっており、具体的に詰めた合議を行っているという回答があったのは、事案や進行に応じてというところを含めても全体の半数程度となっている。

尋問事項については、争点整理段階から3人で合議を行っているという回答は少なくなっている。その原因としては、尋問事項としてどの程度詳細なものを想定しているかが、回答者によって異なっていることなども影響している可能性もある。



\* 本グラフ中の①から③は、争点整理段階において3人で合議をしている場合に、どの程度詰めた合議をしているかを、その程度が高いと思われる順に、①「具体的に詰めた合議、心証を踏まえた合議」、②「事案・進行により必要に応じて具体的に詰めた合議」、③「大まかな方針程度の合議」として示している。

【集計対象】 Iに該当する事件がないと回答した部（3か部）及びIに該当する事件のほとんどが簡裁控訴（レ号）事件であると回答した部（4か部）を除いた72か部を集計の対象とした。そのうち1か部からは、右陪席（2人）ごとに回答があり、それぞれを1つの回答として集計したため、回答数の合計は73となっている。

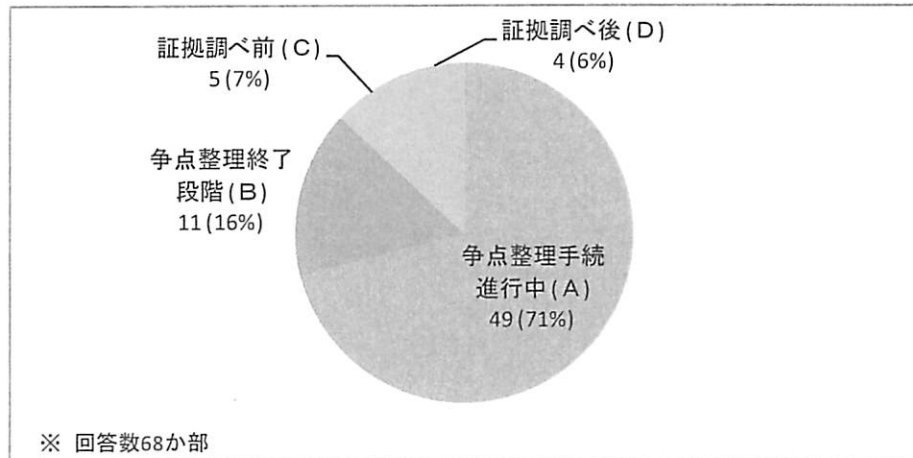
【集計方法】 本グラフ中の5つの合議事項について、アンケートの回答の中で、争点整理段階において3人で合議をしていると明記している部をそれぞれ抽出した上、どの程度詰めた合議をしているかについてのアンケートの記載内容から、その合議の程度を民事局において①から③に分類した。

【留意点】 ここでいう争点整理段階は、争点整理手続進行中と争点整理終了段階を区別していない。また、尋問事項については、どの程度の詳細度を想定しているかは回答者によって異なると思われる。

## 5 I の事件における右陪席を含めた3人での心証合議の時期・程度

### (1) 心証合議を開始する時期〔3(1)ウイ〕

☞ 心証については、70%を超える部で争点整理進行中（A）から3人で合議を行っており、争点整理終了段階（B）を含めた争点整理段階全体で見ると、90%近くの部で3人で合議を行っている。

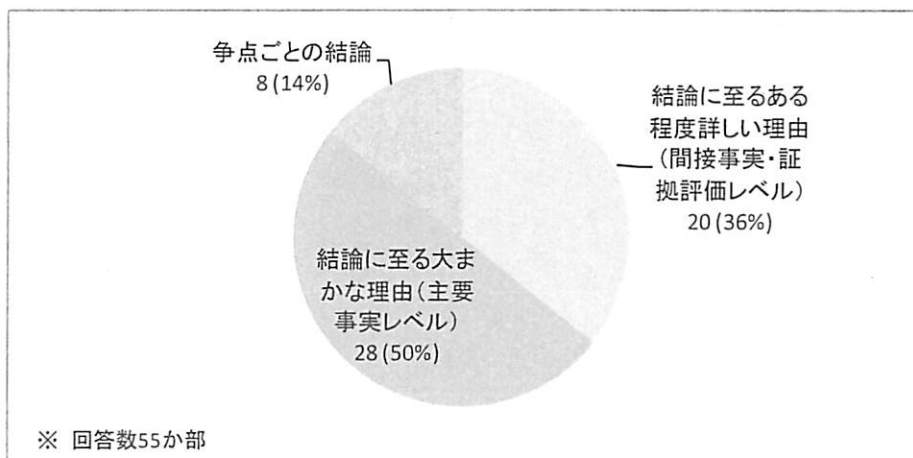


【集計対象】 4で集計の対象とした72か部のうち、3人で心証合議を開始する時期が明らかでない部（4か部）を除いた68か部を集計の対象とした。そのうち1か部からは、右陪席（2人）ごとに回答があり、それぞれを1つの回答として集計したため、回答数の合計は69となっている。

【集計方法】 アンケートの回答において、3人で心証合議をする段階として記載されている段階のうち、最も早い段階を、3人での心証合議を開始する時期として集計した。

### (2) 争点整理段階（A又はB）の段階から心証合議を開始する場合の合議の程度（争点整理段階）〔3(1)ウイ〕

☞ 争点整理段階での心証合議の程度は、部によってばらつきが見られる。



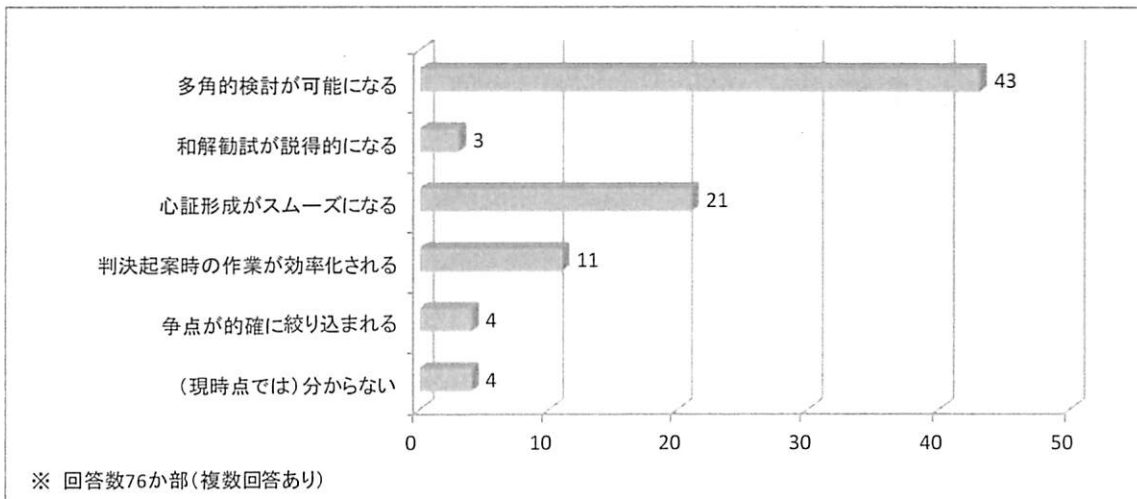
【集計対象】 (1)でA又はBの段階から心証合議を開始するとした部（59か部）のうち、右陪席を含めた3人で行う争点整理段階での心証合議の程度が明らかでない部（4か部）を除いた55か部を集計の対象とした。そのうち1か部からは、右陪席（2人）ごとに回答があり、それぞれを1つの回答として集計したため、回答数の合計は56となっている。

【集計方法】 合議の程度については、どの程度の合議を行っているかに関するアンケートの記載内容から、その程度が高いと思われる順に、「結論に至るある程度詳しい理由（間接事実・証拠評価レベル）」、「結論に至る大まかな理由（主要事実レベル）」、「争点ごとの結論」の3段階に、民事局において分類した。

## 6 I の事件における争点整理段階での右陪席の実質的関与の心証合議への影響

〔3(1)ウイ〕

- ☞ 争点整理段階から右陪席が関与していることが心証合議にどのような影響を及ぼしているかについては、「多角的な検討が可能になる」といった判断の質の向上に結び付くと考えられる回答が特に多く見られた。また、「心証形成がスムーズになる」といった回答や、「判決起案時の作業が効率化される」という意見も見られた。



【集計対象】 I に該当する事件がないと回答した部（3か部）を除いた76か部を集計の対象とした。

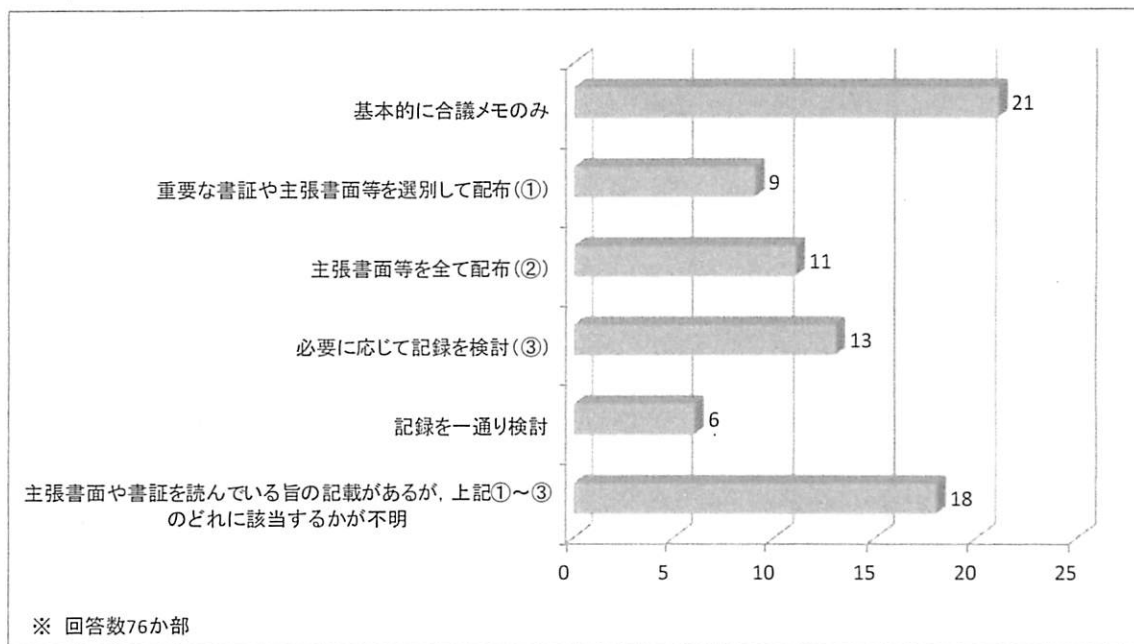
【参考事項】 このほかに、単に「影響がある」という回答や、「心証合議をするに当たって気持ちが楽になる部分がある（右陪席の実質的な関与がない場合、左陪席と2人だけだと部総括の見解に迎合してきているだけではないか、部総括の見解だけではないかと不安になることがある）」、「乗り降り自由とはいっても、従前の経緯から、判決段階で改めて冷静に考え直すことが難しくなる可能性はあり得る」などの回答があった。

## 7 Iの事件における争点整理段階での合議に向けた右陪席の準備〔3(1)ウア〕

争点整理段階での合議に向けて右陪席がどのような準備をしているかについて見ると、全体の約4分の1の部では、基本的に合議メモの検討のみとしている。こういった部では、合議メモの内容についても工夫をしている部が多い。

一方で、合議メモに加えて、準備書面等を読んでいるという部もあるが、これを重要な書証や準備書面等に限って配布されているのか、全てが配布されているのかという観点から判明する範囲で分けてみると、両者の数に大きな差はなかった。

また、右陪席が記録に当たっているという部もあるが、一通り記録に当たるとい部は比較的少なく、必要に応じて記録に当たるとい部が多いといえる。

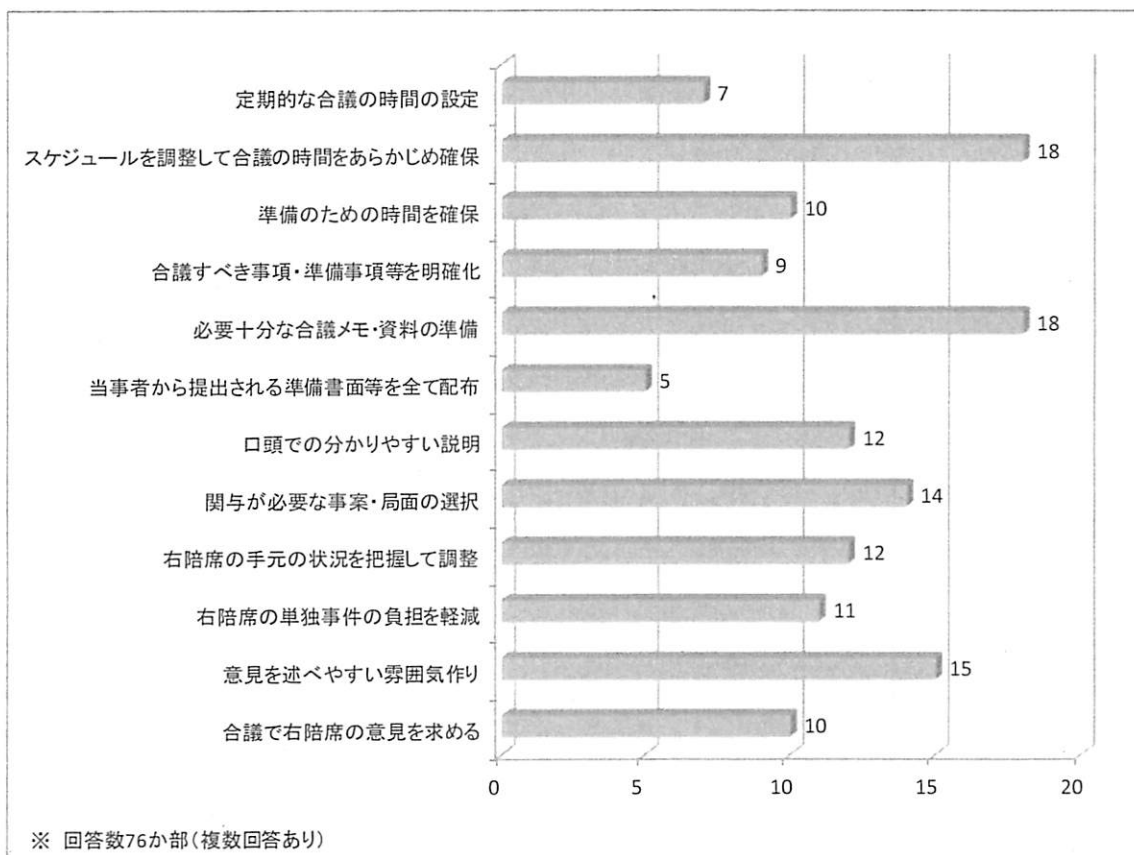


【集計対象】 Iに該当する事件がないと回答した部（3か部）を除いた76か部を集計の対象とした。そのうち2か部からは、右陪席（いずれも2人）ごとに回答があり、それぞれを1つの回答として集計したため、回答数の合計は78となっている。

【参考事項】 「必要に応じて記録を検討」している部のうち、裁判長が具体的な指示をしていることが明記されているのは2か部であった。

## 8 I の事件での右陪席の実質的な関与を実現するための部総括の工夫〔3(1)ウ(ウ)〕

☞ 右陪席の実質的な関与を実現するために部総括がどのような工夫をしているかを見ると、①定期的な合議の時間の設定やスケジュールを調整して合議の時間をあらかじめ確保するといった合議をする時間についての工夫、②合議すべき事項や準備事項を明確化したり、合議メモ等の資料を充実させたり、準備のための時間を十分に確保するといった右陪席の準備に向けた工夫をしているという部が多く見られた。また、③合議の場での工夫としては、口頭で分かりやすい説明を行ったり、積極的に右陪席に意見を求めたり、意見を述べやすい雰囲気を作るというもの、④右陪席の繁忙度に関係する工夫としては、関与が必要な事案・局面の選択を的確に行う、右陪席の手元の状況を把握して調整する、単独事件の負担を軽減するといったものが見られた。



【集計対象】 I に該当する事件がないと回答した部（3か部）を除いた76か部を集計の対象とした。

【参考事項】 このほかに、「進行スケジュールを早期に立てる」、「弁論を終結する前の合議で、右陪席が判決起案をみる期間を定め、右陪席の予定が立てられるようにする」、「左陪席の起案の進捗状況を適宜確認する」、「裁判長と左陪席の受命で進行している事件についても、進行状況等について情報を提供する」、「（弁論準備手続期日にも右陪席が出席し、）期日前合議も全員で行う」、「第1回期日前に合議を行う段階で、その事件についての争点整理の方針を明確にし、争点整理段階から右陪席の実質的な関与が必要であることについてコンセンサスを得る」、「右陪席に関与する必要があるかどうかを、合議前に合議体で協議する」、「右陪席の意識を高めるとともに、左陪席にも右陪席が関与することが必要なことを理解してもらう」、「右左受命の事件を増やす」、「単独事件からの付合議をしやすい環境を整える」、「合議を積極的に行うというリーダーシップを発揮する」、「ホワイトボード等を使用してビジュアル化する」、「右陪席も補充尋問で必ず質問するという目標を定める」などの回答があった。

## 9 I の事件での右陪席の関与の現状に対する認識

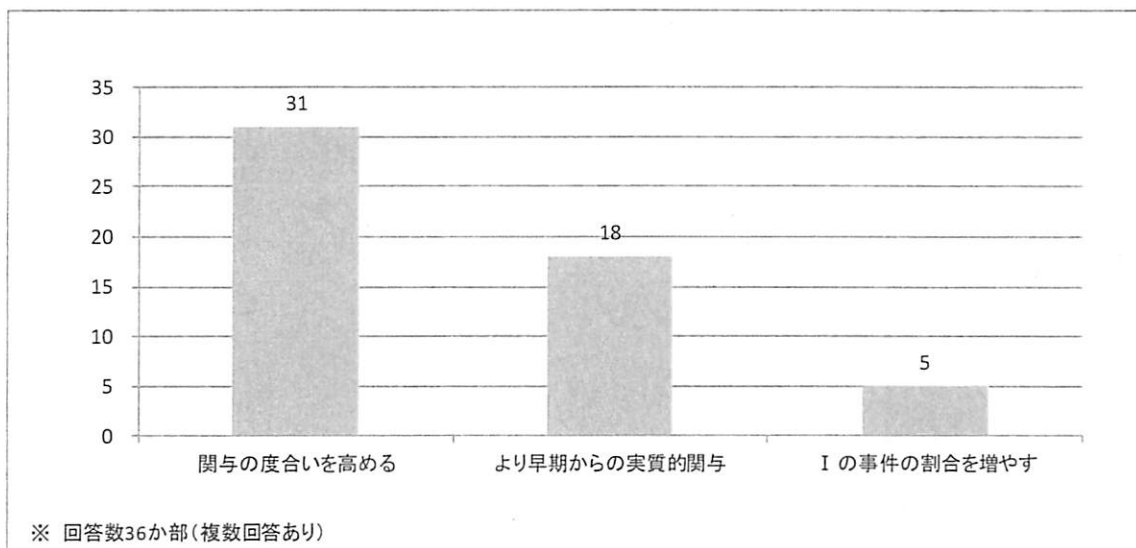
### (1) 現状を変える必要性の有無〔3(1)ウ(エ)〕

☞ 右陪席の争点整理段階からの関与の度合いが高いIの類型にあっても、約半数の部において、更に高い右陪席の合議事件への関与を求めていることが分かる。



【集計対象】 右陪席の関与の現状を変える必要性の有無が明らかでない部（1か部）を除いた78か部を集計の対象とした。

### (2) 現状を変える場合、どのように変えるか。〔3(1)ウ(エ)〕

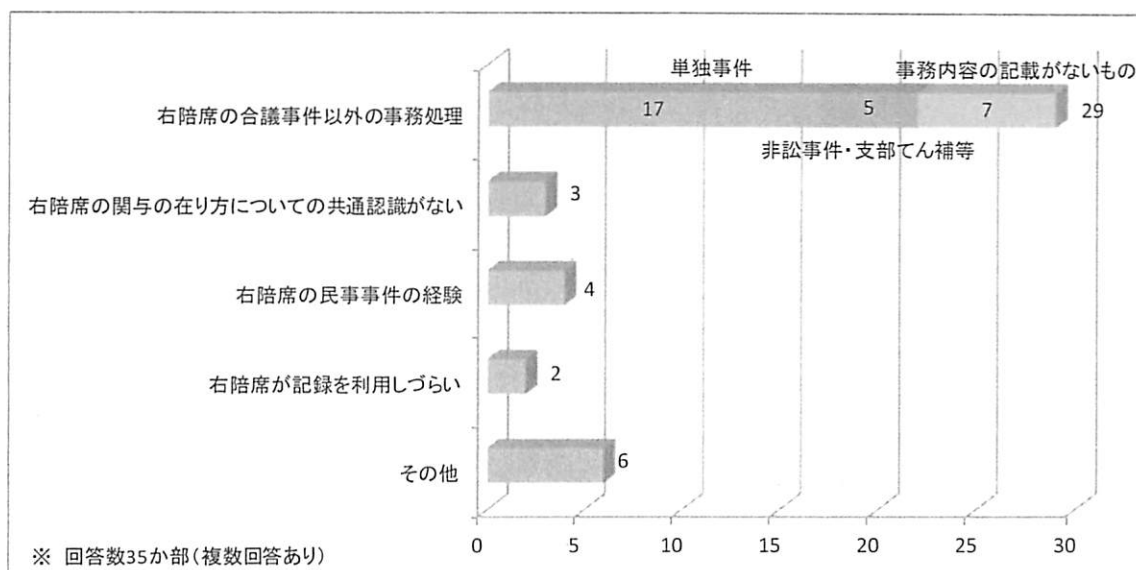


【集計対象】 (1)で「現状を変える必要がある」とした36か部を集計の対象とした。

【集計方法】 現状を変える必要があると考える場合、どのような事件で、A～Eのどの手続段階で、どのような関与をすべきかについてのアンケートの記載内容から、民事局において3つに分類した。

### (3) 現状を変えるに当たってのあい路〔3(1)ウ(エ)〕

☞ 右陪席の合議事件への関与の現状を変えるに当たってのあい路については、右陪席の合議事件以外の事務処理とする回答が非常に多く、その内容としては、半数以上が単独事件の処理を挙げているが、非訟事件の処理・支部てん補を挙げている部もあった。その他には、「右陪席の民事事件の経験」、「右陪席の関与の在り方についての共通認識がないこと」、「右陪席が記録を利用しづらいこと」をあい路として挙げている部もあった。

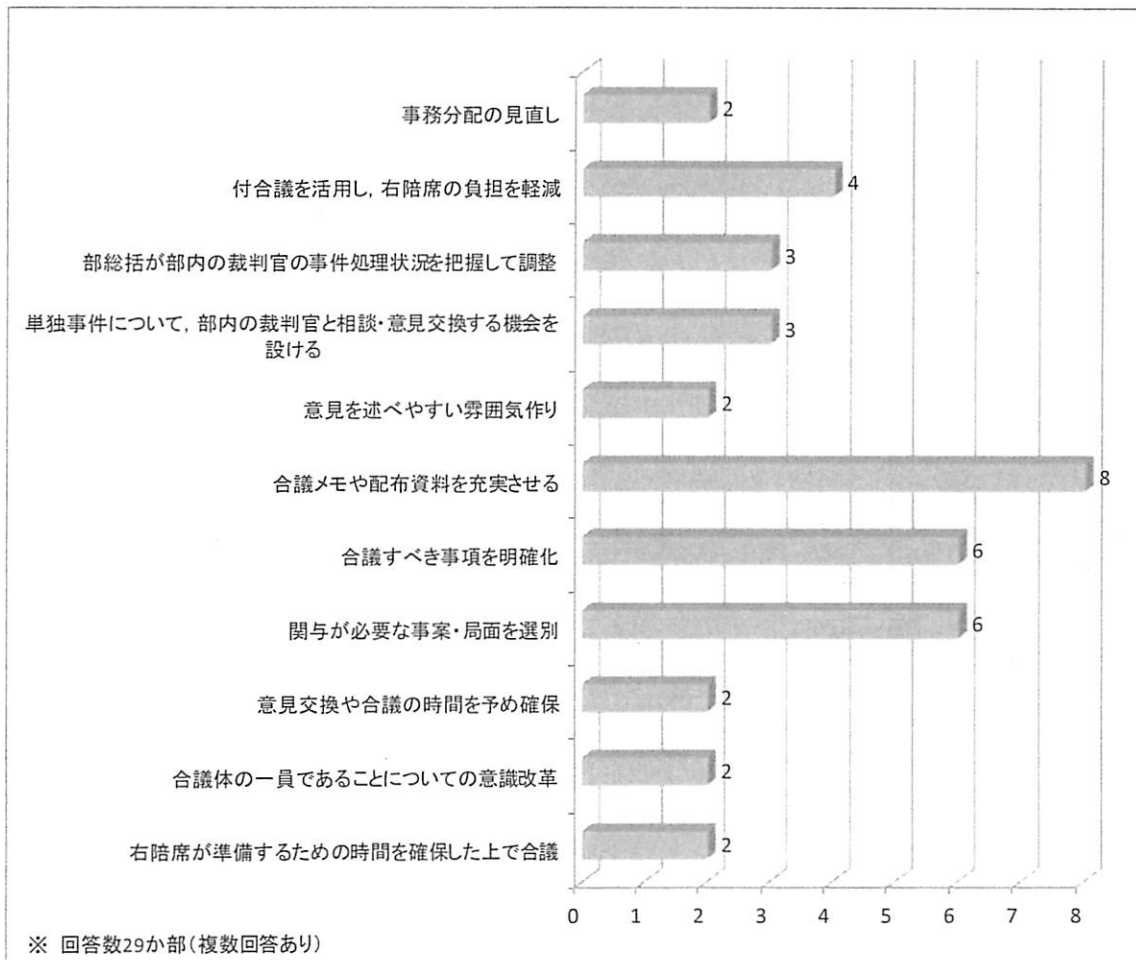


【集計対象】 (1)で「現状を変える必要がある」とした36か部のうち、あい路についての記載がある部(31か部)と、「現状を変える必要はない」とした42か部のうち、考えられるあい路についての記載がある部(4か部)の合計35か部を集計の対象とした。

【参考事項】 「その他」には、「裁判長の右陪席依存が強まり、左陪席の主体性が弱まるおそれがある」、「忙しそうにしている右陪席に遠慮」、「右陪席の事情」、「右陪席だけでなく、部総括も多くの開廷を抱えているため合議する時間を確保しにくい」などの回答があった。

#### (4) あい路の克服策〔3(1)ウエ〕

☞ あい路に対する克服策については、「合議メモや配布資料を充実させる」，「合議すべき事項を明確化する」，「関与が必要な事案・局面を選別する」といった，合議の在り方自体に関わるものが多く挙げられた。他方，「付合議を利用し，右陪席の負担を軽減する」，「部総括が部内の裁判官の事件処理状況を把握して調整する」，「単独事件について，相談の機会を設ける」といった，右陪席の合議事件以外の事務処理の負担を軽減するための方策も比較的多く見られた。

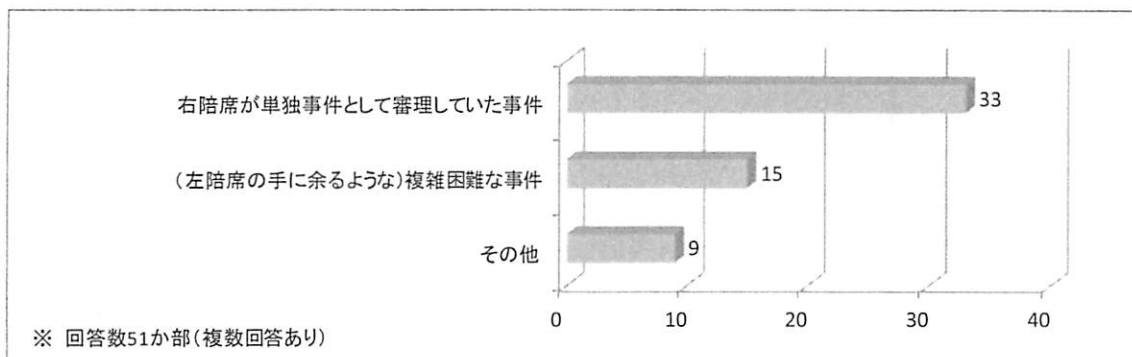


【集計対象】 (1)で「現状を変える必要がある」とした36か部のうち，克服策についての記載がある部(25か部)と，「現状を変える必要はない」とした42か部のうち，考えられる克服策についての記載がある部(4か部)の合計29か部を集計の対象とした。

【参考事項】 このほかに，「右陪席の努力・成長」，「説明会方式を多用する等して争点整理を速やかに終える」，「右陪席のための圧縮記録の準備」，「右陪席が意識的に合議の時間を確保する」などの回答があった。

## 第2 右陪席主任の合議事件

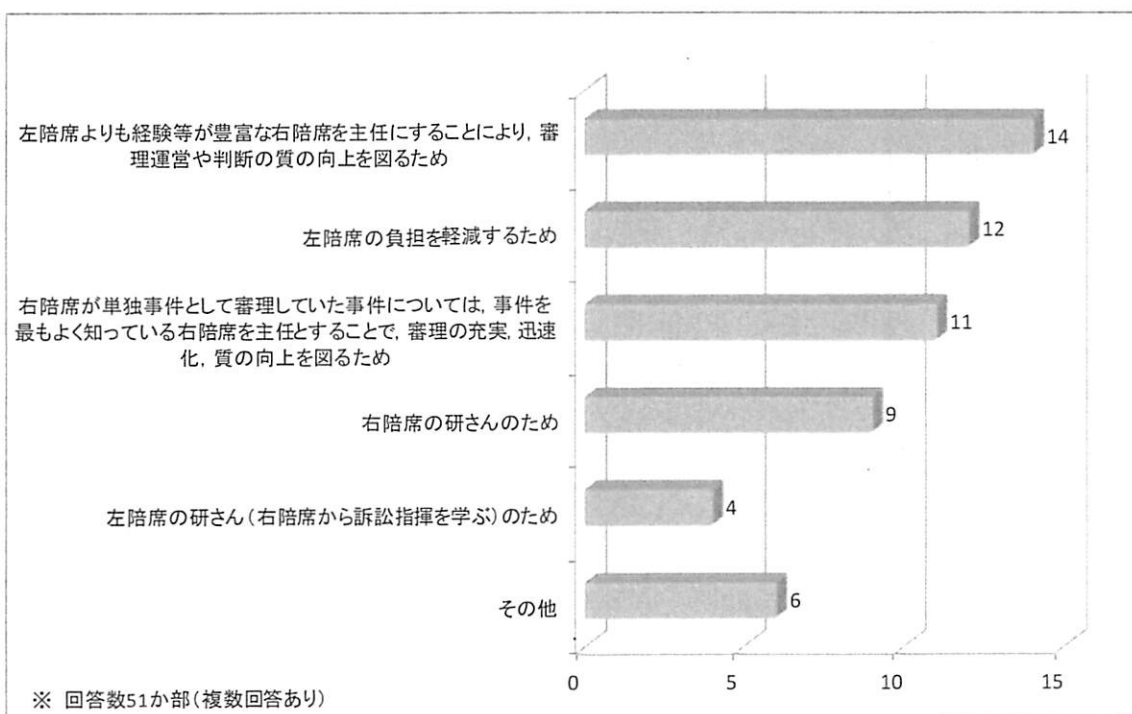
### 1 どのような事件を右陪席主任の合議事件としているか。〔3(2)ア〕



【集計対象】 アンケートの回答があった79か部のうち、アンケート回答時には右陪席主任の合議事件がないと考えられる28か部を除いた51か部を集計の対象とした。

【参考事項】 「その他」には、行政、知財、医事、建築、右陪席の専門分野の事件などの回答があった。

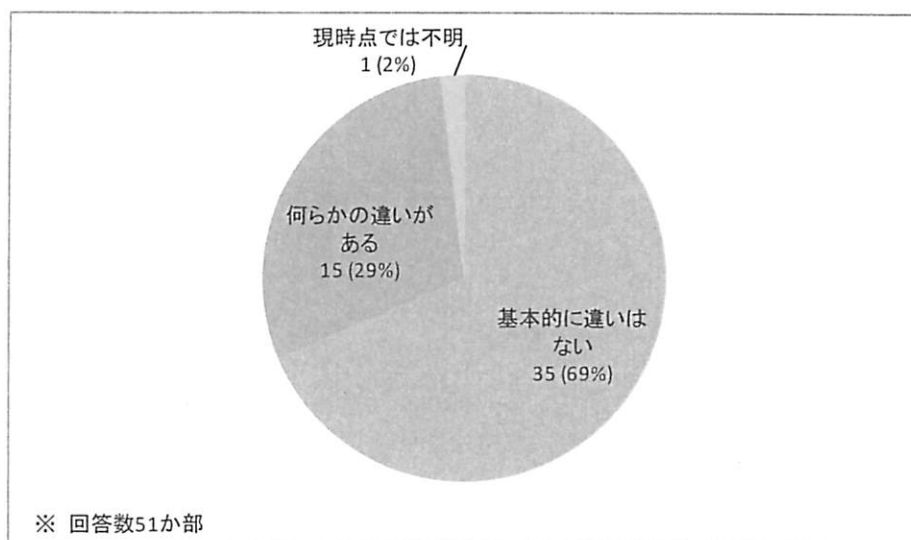
### 2 どのような目的で右陪席主任にしているか。〔3(2)ア〕



【集計対象】 アンケートの回答があった79か部のうち、アンケート回答時には右陪席主任の合議事件がないと考えられる28か部を除いた51か部を集計の対象とした。

【参考事項】 「その他」には、「右陪席が合議体の一員としての自覚を持つことができるため」、「右陪席の合議事件への関与の充実のため」、「(元々右陪席の単独事件であれば、)右陪席の積極的関与が期待できるため」などの回答があった。

### 3 右陪席主任事件と左陪席主任事件の合議の違いの有無〔3(2)イ〕

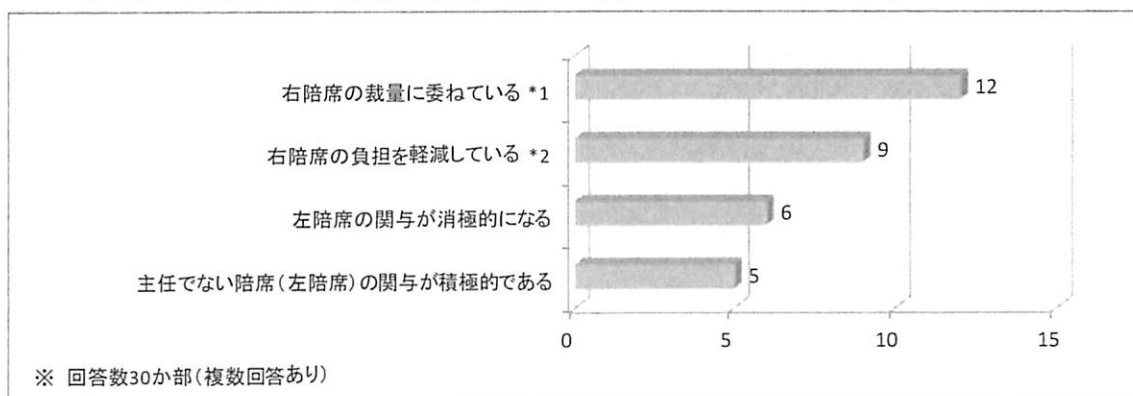


【集計対象】 アンケートの回答があった79か部のうち、アンケート回答時には右陪席主任の合議事件がないと考えられる28か部を除いた51か部を集計の対象とした。

### 4 右陪席主任の合議事件と左陪席主任の合議事件ではどのような違いがあるか。

〔3(2)イ〕

☞ 右陪席主任の合議事件と左陪席主任の合議事件の違いについて、①右陪席の単独受命にしたり、要点のみの合議にするなどして、右陪席の裁量に委ねているという部や、②文献・判例調査の一部を左陪席が行ったり、詳細な合議メモの作成を求めないことなどにより、右陪席の負担を軽減しているという部が比較的多く見られた。また、左陪席の関与が消極的になるという部がある一方で、左陪席主任の合議事件に比べて主任でない陪席(左陪席)の関与が積極的であるとする部もあった。



\*1 「右陪席の単独受命にする」、「期日ごとの合議は行わず、主張整理の終了段階等の節目で合議をする」、「要点のみの合議にする」といった回答が含まれる。

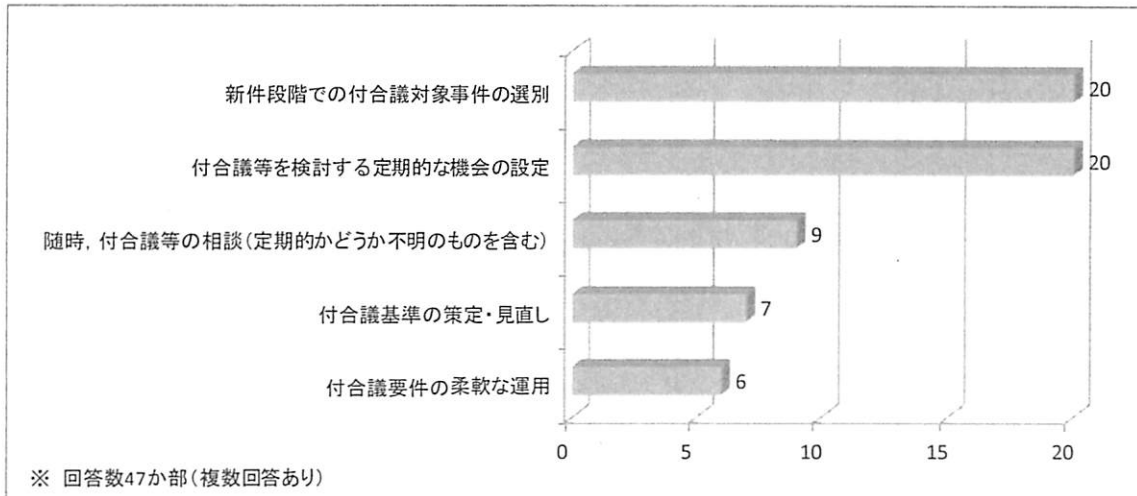
\*2 「合議メモの作成(の一部)を左陪席が行う」、「文献・判例調査(の一部)を左陪席が行う」、「詳細な合議メモの作成を求めず、右陪席の口頭説明による合議を行う」といった回答が含まれる。

【集計対象】 ここでの回答数には、3で「基本的に違いはない」としている部の回答で、全ての事件ではなく一部の事件についての違い等として挙げられていた回答も含めている。

### 第3 合議の活用

#### 1 適切な付合議のための工夫〔1(1)ア、イ、ウ〕

☞ 合議体で扱うことが相当な事件を合議で扱うための工夫としては、①新件段階で付合議対象事件の選別を行う、②定期的に付合議等を検討する機会を設けるというものが多く見られた。その他に、③付合議基準の策定や見直しを行ったという部や、④付合議基準を硬直的に運用するのではなく、柔軟に運用することによって、適切な付合議が行われているという部も見られた。



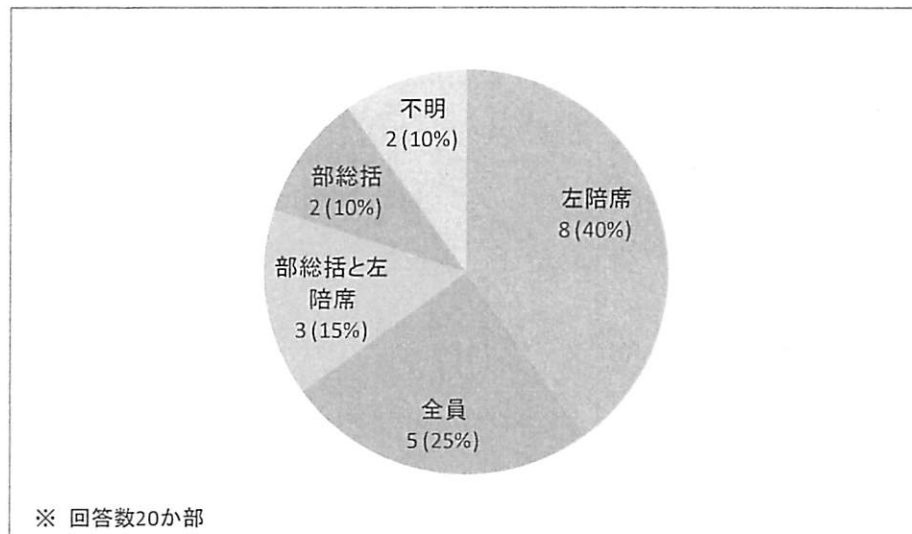
【集計方法】 部の機能の活性化に関して部で実践している取組についてのアンケート（アンケート事項1(1)ア、イ、ウ）の回答の中で、付合議の検討に関わる取組を挙げている部を民事局において抽出し（47か部）、それを分類した。

#### 【参考事項（その他の回答）】

- ・ 進行状況によっては合議相当となる可能性のある事件は、単独事件としたとしても、遠慮なく合議事件とできるように「合議含み」である旨を記録表紙に記載している。
- ・ 合議相当事件は積極的に合議に付してもらう一方で、それに相応する行政事件の新件を右陪席主任事件に配てんするというルールを作り、左陪席の負担を軽減しつつ合議相当事件を合議に付しやすい環境作りを行った（行政集中部）。
- ・ 右陪席の各単独係から、波及効のある事件や事実認定ないし法令解釈につき困難な問題のある事件を各1ないし2件ずつ合議事件としている（アンケートの回答からは、時期や頻度は不明）。
- ・ 通常は合議体を構成しない右陪席裁判官にも、適宜右陪席として合議体の構成員となってもらい、合議事件に関与することにより、単独から合議へ回付する際の心理的ハードルを下げ、かつ、合議・単独の振り分けに際して事案に照らした実質的判断をしやすい雰囲気を醸成している。
- ・ 部内において、いつでも気軽に話がしやすい雰囲気を保ちつつ、日頃から、合議事件・単独事件の別を問わず、各係の事件状況についてできるだけ認識を共有しておくことにより、処理に悩む事件や合議に付した方がよいと思われる事件等があれば、速やかに相談を持ちかけやすい体制を整えている。
- ・ 各単独体において、弁論準備手続を二、三回経過した事件（係属期間6か月～1年）のうち、今後争点が複雑化し、審理が長引く懸念のある事件を報告し合って順位を付け、合議事件に空きができたときには順次合議に付していく「付合議検討会」の取組を行っている。
- ・ 単独係から合議に回しやすいように、各係から合議予備群を挙げてもらい、一覧表にまとめている。

2 新件段階での合議と単独の振り分け担当者（新件段階での振り分けが適切な付合議に結び付いているとしている部）〔1(1)ア、イ、ウ〕

☞ 新件段階での付合議対象事件の選別が適切な付合議に結び付いているとしている部で、誰が振り分けを行っているのかを見ると、左陪席が振り分けを行うという部が最も多いが、約50%の部で部総括も選別に関わっており、部総括をはじめとする部の構成員が部全体に係属している事件の情報を共有することが、適切な付合議のために有益だと考えられる。



【集計対象】 1で「新件段階での付合議対象事件の選別」を実践しているとした20か部を集計の対象とした。

【参考事項】 振り分けは左陪席が行っていても、全ての事件について部総括が訴状を一読して概要を把握しているという部が1か部あった。

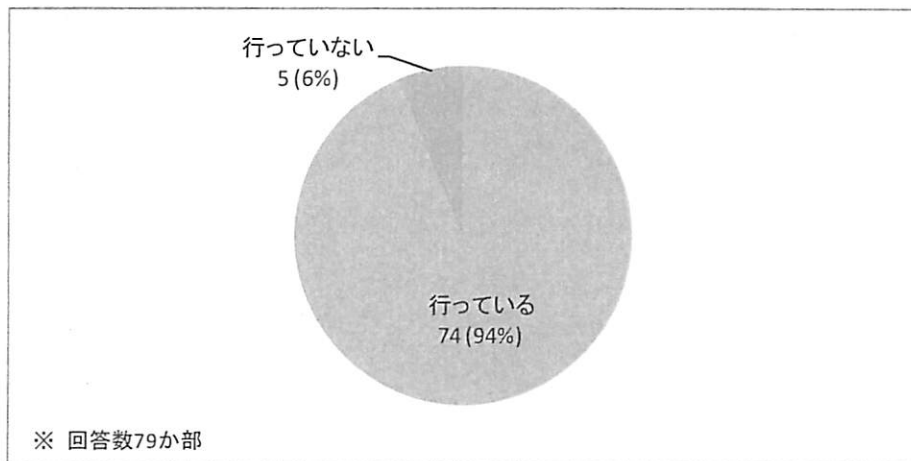
#### 第4 昨年度の協議会での協議結果を踏まえた取組状況等

##### 1 部の機能の活性化に関して、部で実践している取組

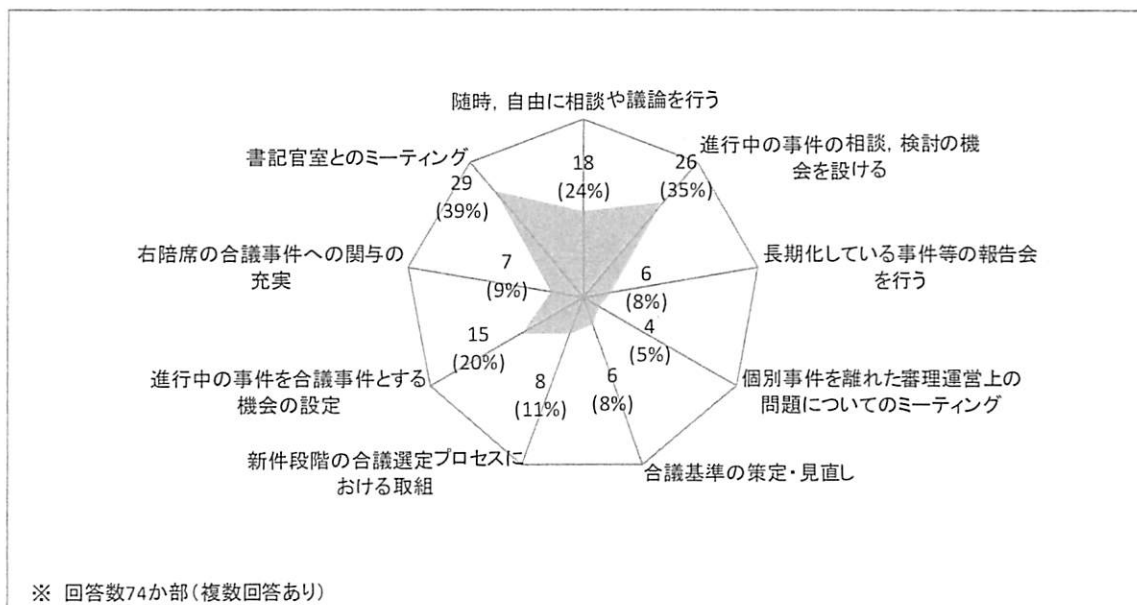
###### (1) 審理運営改善（ただし、弁護士会との関係の取組は除く。）

☞ 部の機能の活性化に関して部内で行っている取組を見ると、審理運営改善についての取組は、90%を超える部で実践されており【①】，その内容は、「書記官室とのミーティング」が最も多く、次いで、「進行中の事件の相談、検討の機会を設ける」，「随時、自由に相談や議論を行う」，「進行中の事件を合議事件とする機会の設定」といった回答が比較的多く見られた【②】。

###### ① 取組を行っているか否か。〔1(1)ア〕



###### ② 取組の内容〔1(1)ア〕

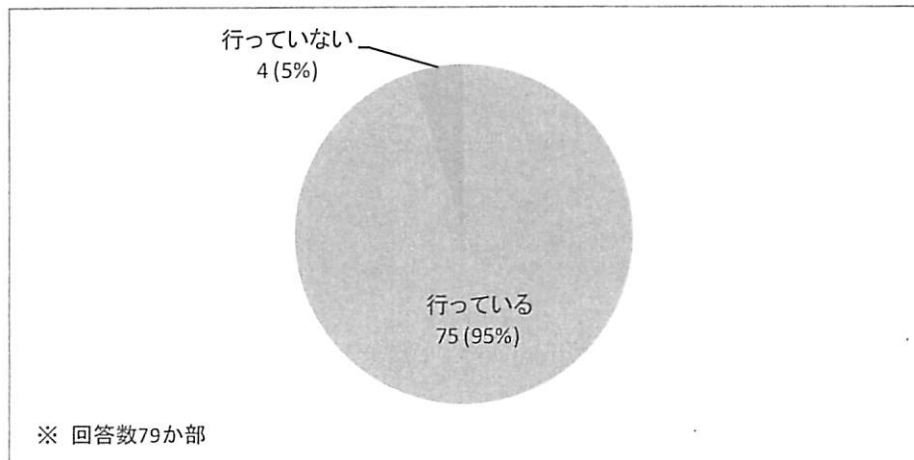


【集計対象】 ①で「行っている」とした74か部を集計の対象とした。

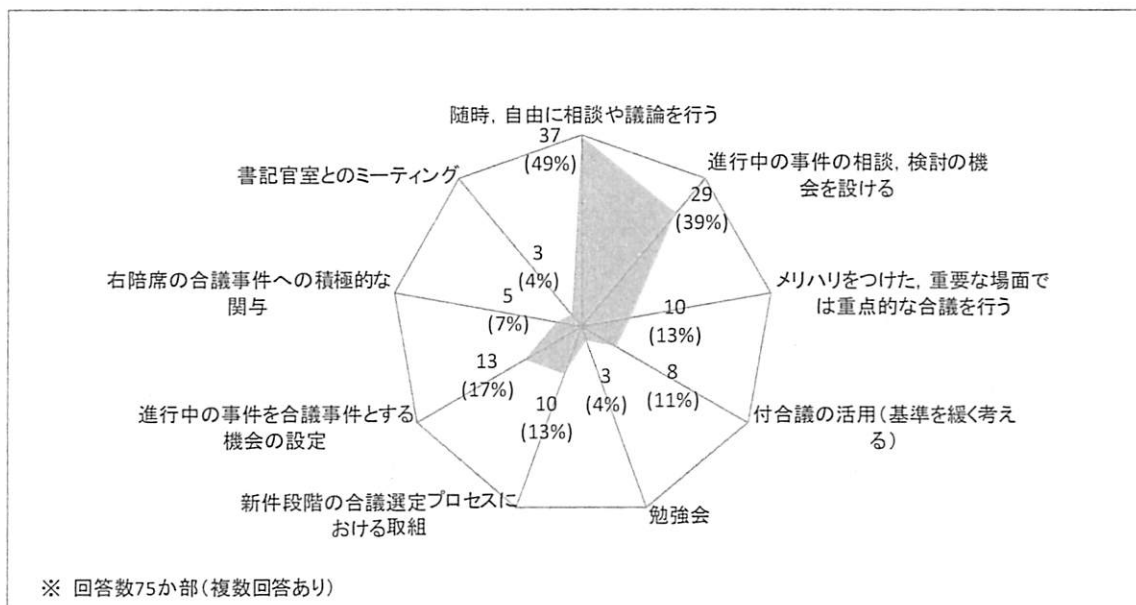
## (2) 判断の質の向上

- ☞ 判断の質の向上についての取組も90%を超える部で実践されており【①】，その内容は，「随時，自由に相談や議論を行う」というものが最も多く，次いで，「進行中の事件の相談，検討の機会を設ける」といった回答が比較的多く見られた【②】。

### ① 取組を行っているか否か。〔1(1)イ〕



### ② 取組の内容〔1(1)イ〕

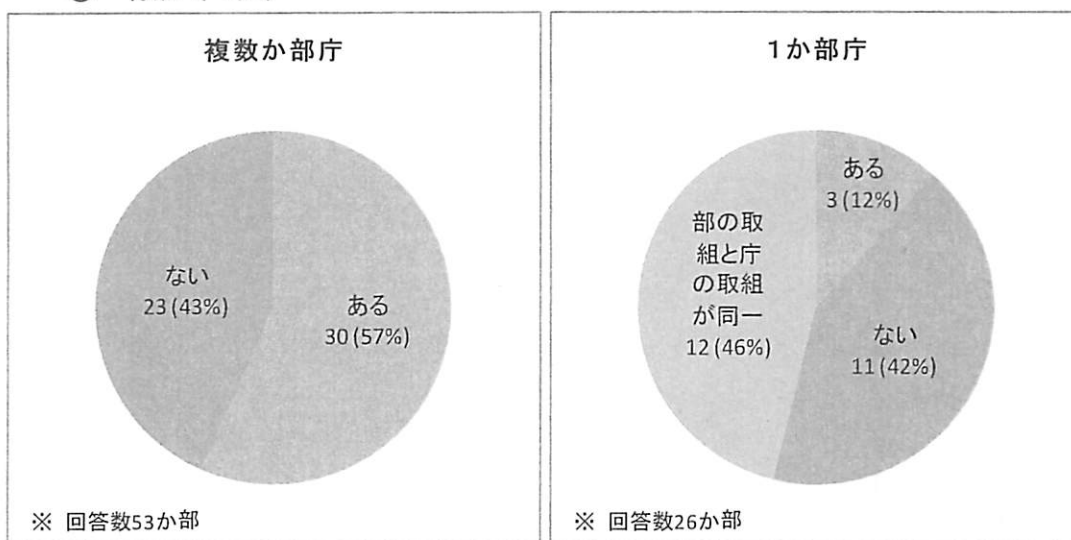


【集計対象】 ①で「行っている」とした75か部を集計の対象とした。

### (3) 庁としての取組に結びついている取組

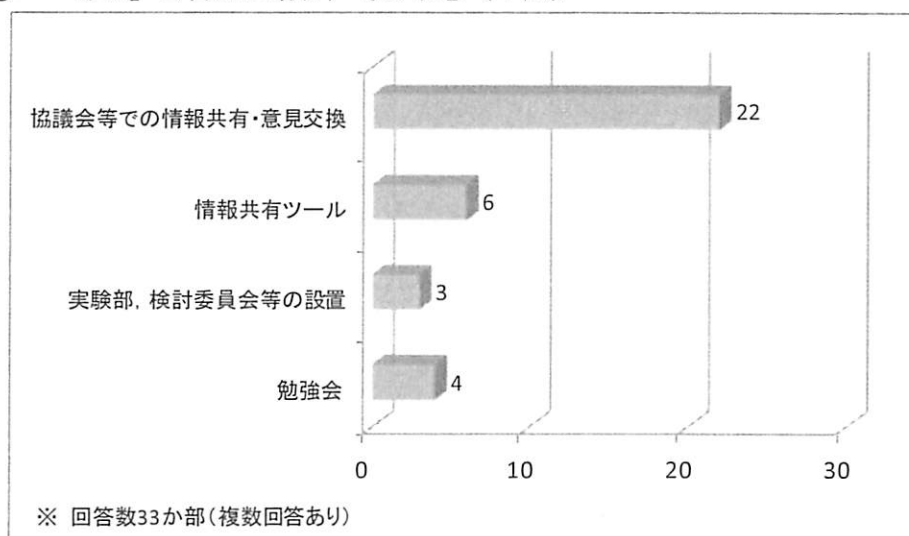
☞ 部の機能の活性化についての取組で、庁としての取組に結びついているものがあるという回答は、民事部が複数ある庁では約60%、1か部しかない庁では約10%となっている【①】。その実施形態については、「協議会等での情報共有・意見交換」が最も多く、その他に「情報共有のツール」、「実験部・検討委員会等の設置」、「勉強会の実施」等が見られた【②】。また、実施内容については、審理運営上の問題点の検討が約50%と最も多くなっている【③】。

#### ① 有無〔1(1)〕



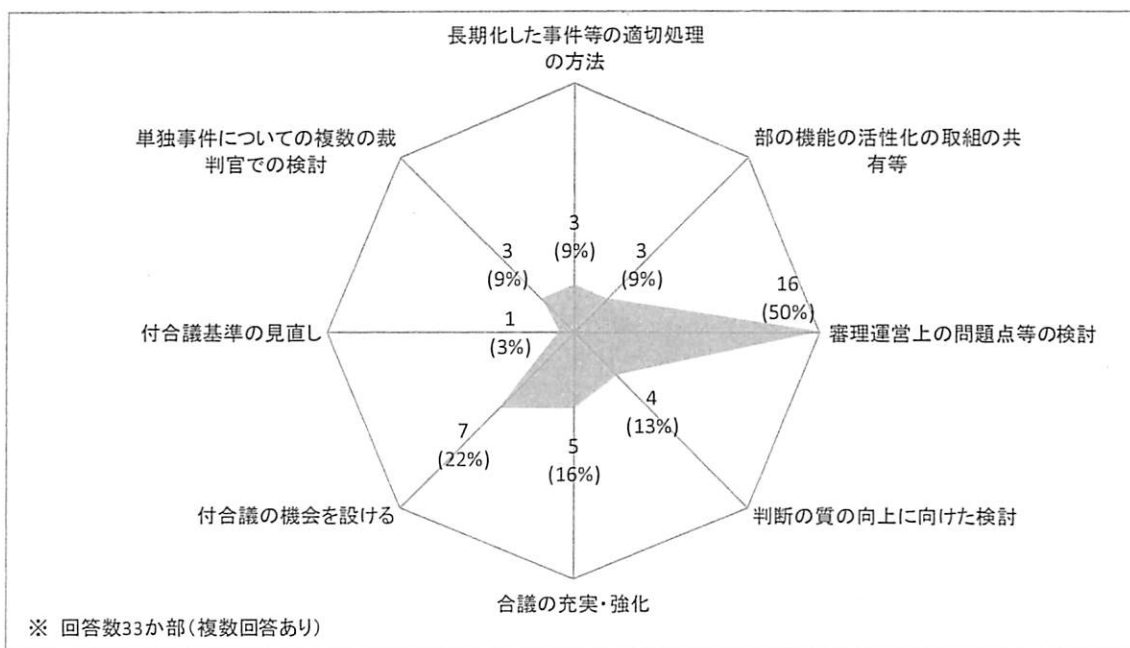
【留意点】 「部の取組と庁の取組が同一」に分類したのは、1か部庁であるため、部の取組が庁の取組であるという趣旨の回答である。「ない」に分類したのは、回答欄が空欄であったか「ない」と記載されていた回答である。そのため、「ない」に分類された1か部庁の中には、部の取組が庁の取組となるという趣旨で、庁としての取組について何も記載しなかった部が含まれている可能性がある。

#### ② 「ある」と答えた場合、その形態〔1(1)〕



【集計対象】 ①で「ある」とした33か部を集計の対象とした。

③ 「ある」と答えた場合、その内容〔1(1)〕

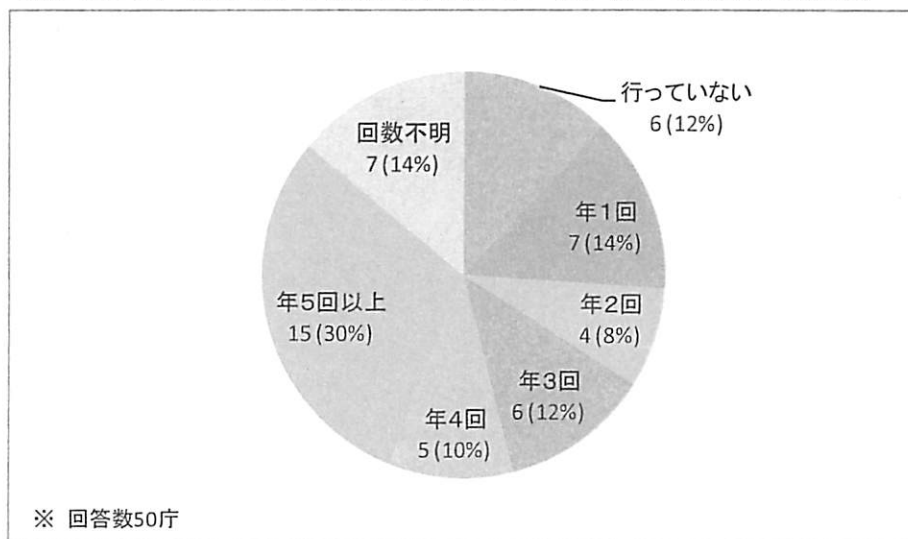


【集計対象】 ①で「ある」とした33か部を集計の対象とした。

## 2 審理運営改善に関する弁護士会との協議会の実施状況等

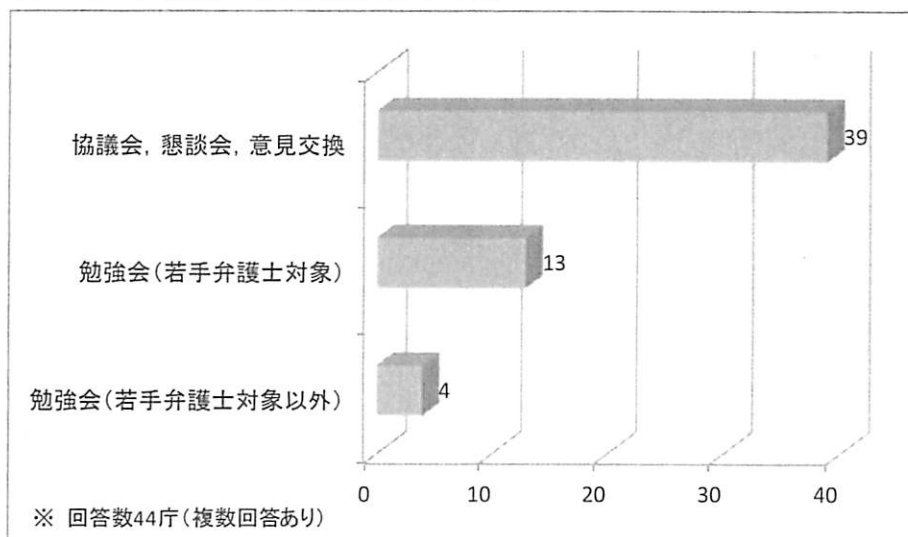
### (1) 実施回数〔1(2)〕

審理運営改善に関する弁護士会との協議会の実施状況を見ると、90%弱の庁で実施されており、その実施回数は、年5回以上という庁が30%と最も多く、その他は年1回から4回の庁がそれぞれ10%前後となっている。なお、回答の中には、医療や建築といった専門訴訟についての審理運営改善に関するものも含まれており、これらが年間数回行われている庁も多く見受けられる。



【集計方法】 第一審強化方策地方協議会を除いた回数を集計した。

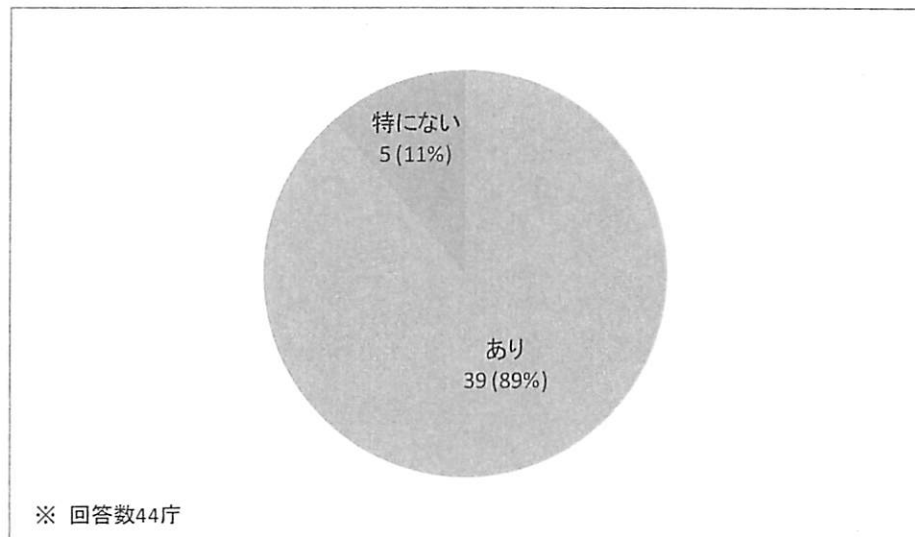
### (2) 行っている場合、その実施形態〔1(2)〕



【集計対象】 (1)で「行っていない」とした6庁を除く44庁を集計の対象とした。

(3) 行っている場合、その成果の有無〔1(2)〕

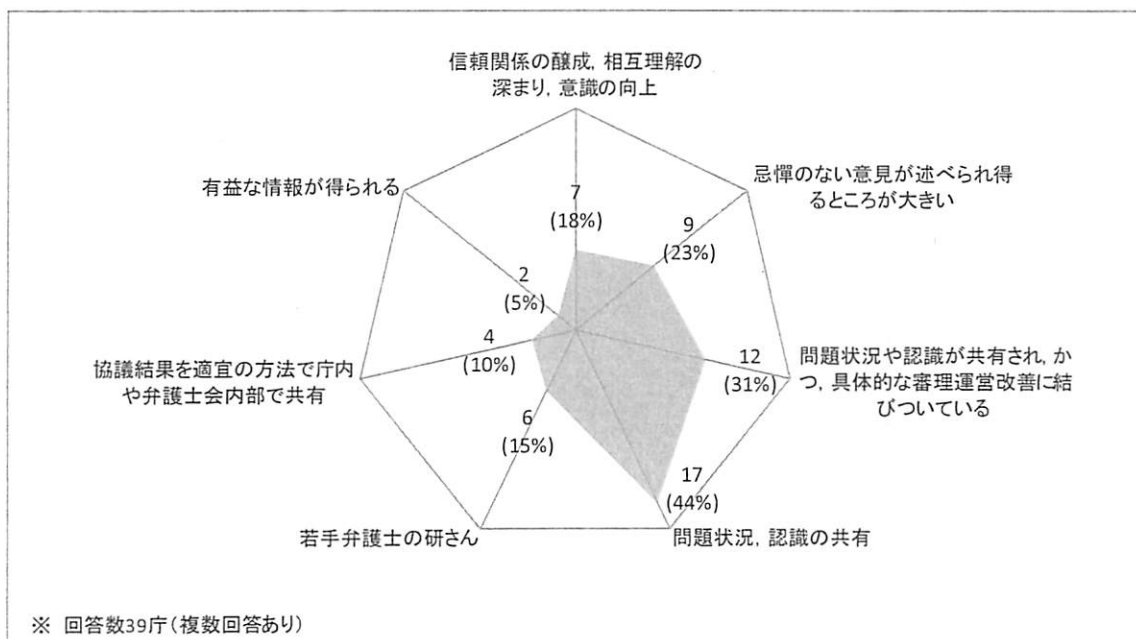
☞ 協議の成果については、90%弱の庁が成果を実感していると回答している。



【集計対象】 (1)で「行っていない」とした6庁を除く44庁を集計の対象とした。

(4) 成果がある場合、その内容〔1(2)〕

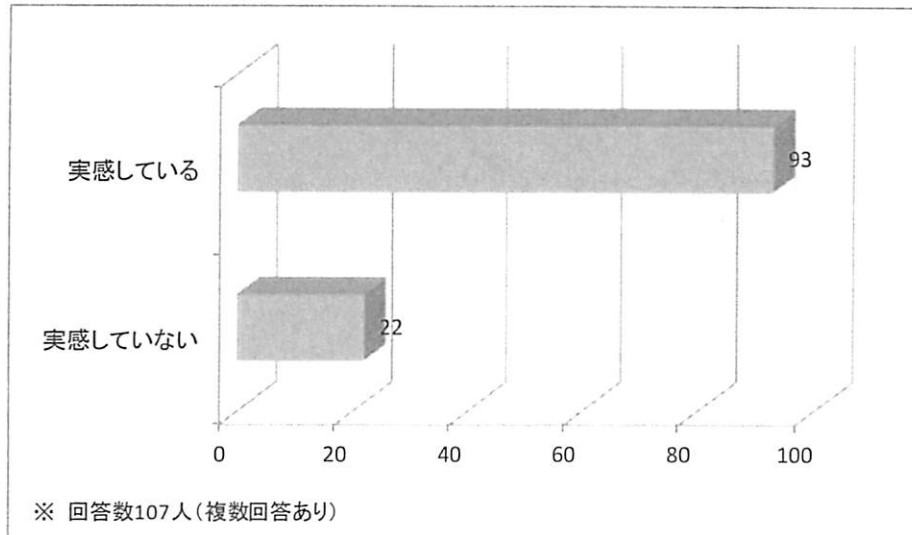
☞ 問題状況、認識が共有されることや、それらが具体的な審理運営改善に結びついているといった点で協議の成果を感じている庁が多く見られた。



【集計対象】 (3)で「あり」とした39庁を集計の対象とした。

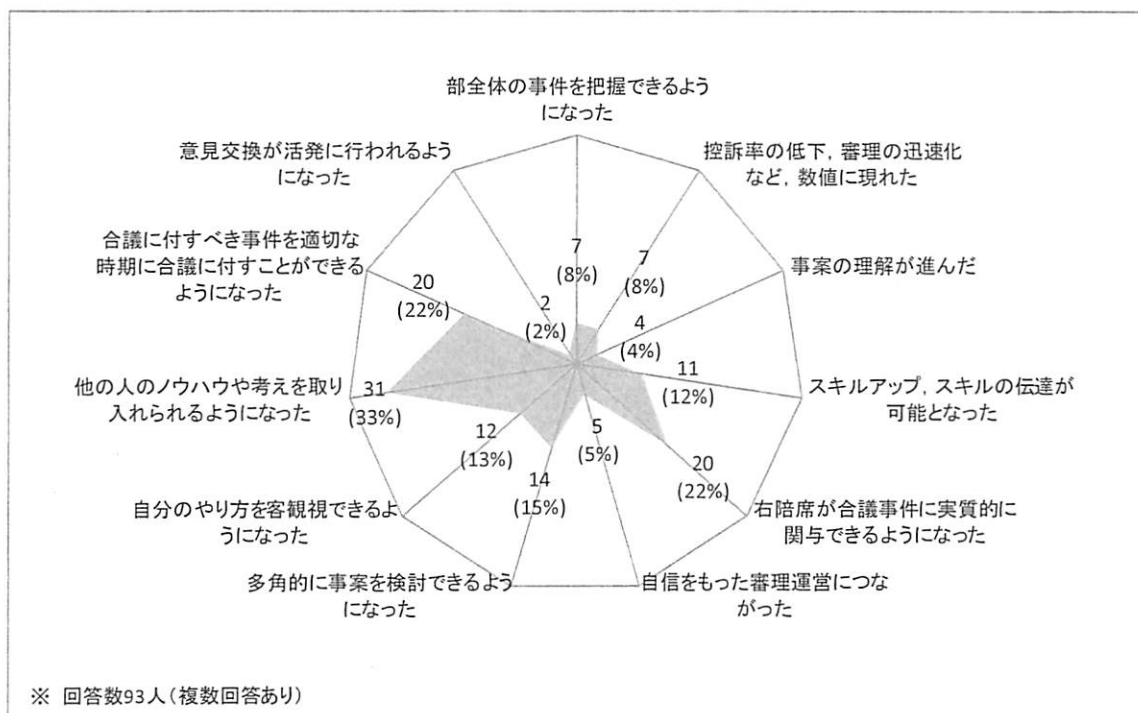
### 3 部の機能の活性化の取組についての、審理運営改善や複雑困難訴訟の判断の質の向上面での成果

#### (1) 成果を実感しているか。〔1(3)〕



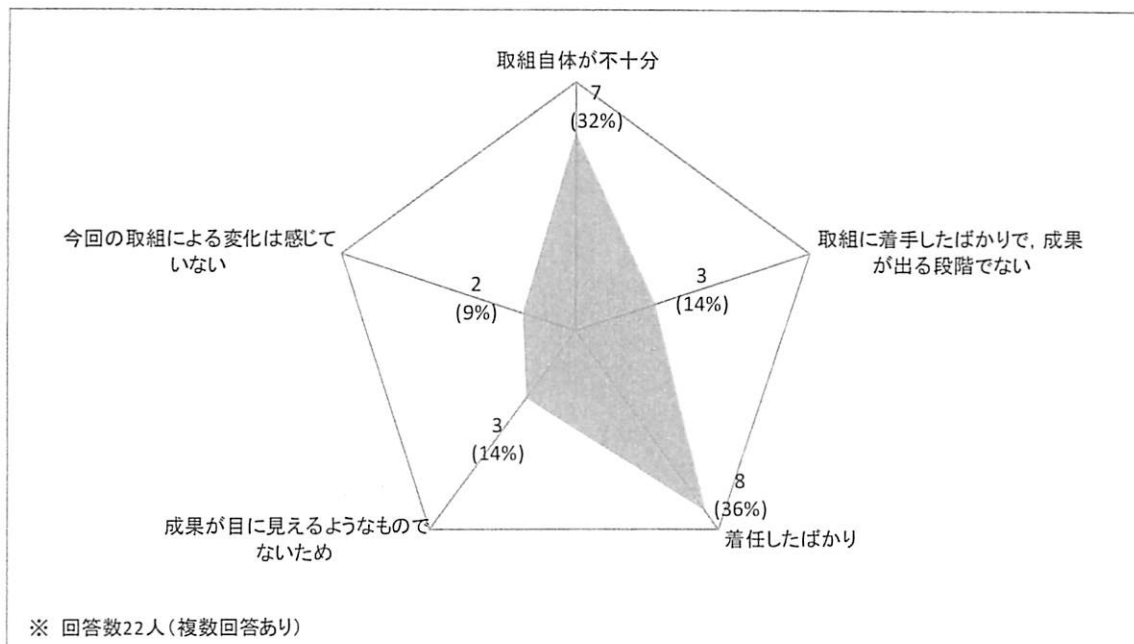
【集計方法】 例えば、判断の質の向上の面では成果を実感しているが、審理運営改善の面では成果を実感していないというように、両方を回答している場合（8人）は、重複して集計した。

#### (2) 実感している場合、どういう点からそう感じるか。〔1(3)〕



【集計対象】 (1)で「実感している」とした93人を集計の対象とした。

(3) 実感していない場合、それはなぜか。〔1(3)〕



【集計対象】 (1)で「実感していない」とした22人を集計の対象とした。